

入札説明書

本年度は2月5日より「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域に指定されていることから、入札書の提出を直接持参または郵送による方法に変更しています。

1 入札手続

- (1) 入札参加者は、様式1に定める入札書を作成し、記名押印のうえ、封筒に入れ封印し、事業年度、番号、業務の名称、業務の場所及び入札者の氏名又は社名を表示して、所定の日時までに直接持参または一般書留・簡易書留で郵送とする。
- (2) 入札は、総価においてすること。
- (3) 入札書の入札金額は訂正することができない。
- (4) 入札書を提出した後は、いかなる理由があっても、入札書の書換え、引替え、撤回をすることができない。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (7) 期限までに入札書の提出がない入札参加者は、辞退とみなす。

2 入札の延期又は取り止め

天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し又は取り止めることがある。

3 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札
- (2) 所定の期日までに提出されなかった入札
- (3) 同一人が同一事項の入札について、2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- (4) 明らかに連合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- (5) 入札者の記名押印を欠いた入札書による入札
- (6) 金額を訂正した入札書による入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

4 入札の失格

次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 公表された予定価格の110分の100を上回った価格で入札をした者（該当した

者は以後本社の実施する入札に参加できない場合がある)

- (2) 指定された期限までに技術資料を提出しなかった者
- (3) 虚偽の技術資料を提出した者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、入札公告において示した入札条件に違反して入札を行った者

5 入札

入札は、3回まで行います。再度入札、再々入札を行う場合があるので、その準備をしておいてください。

6 開札

- (1) 入札執行者は、開札に当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
- (2) 入札執行者は、同じ最低価格をもって入札した者が2人以上ある場合は、公社より連絡する日時に当該入札者（代理人含む。）にくじを引かせ、順位を決定するものとする。この場合、くじの対象となった入札者はくじ引きを辞退する事はできない。
- (3) 入札執行者は、開札後、最低入札価格から3番目の価格までの見積入札者を決定（2番目と3番目が同価格の場合は、くじにより決定する。なお、くじによる決定は（2）と同様とする。）し、落札を保留し、最低価格入札者から順に入札参加資格要件等の審査を行うものとする。

7 落札者決定のための入札参加資格要件審査

- (1) 公益財団法人和歌山県下水道公社（以下「公社」という。）は、6の（3）の規定により落札を保留したときは、当該最低価格入札者に対し技術資料の提出を指示するものとする。
- (2) 最低価格入札者は、公社から技術資料の提出を求められた場合には、提出を指示された日から起算して、原則として2日（和歌山県の休日を定める条例（平成元年条例第39号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に提出しなければならない。
- (3) 一度提出された技術資料の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。ただし、公社は、必要と認めたときは、すでに提出された技術資料に関しより詳細な資料を提出させることができるものとする。
- (4) 公社は、技術資料の受領後速やかに、最低価格入札者が入札公告及び本説明書に規定する入札参加資格要件を満たしているかの審査を行い、落札者として決定する。ただし、最低価格入札者が当該入札参加資格要件を満たしていないときは、次順位者に対し技術資料の提出を指示し、落札者が決定できるまで順次確認するものとする。

8 異議申し立て

- (1) 公社理事長は、落札候補者が入札参加資格の要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加要件不適合通知書により、通知するものとする。

- (2) 入札参加資格要件不適合通知書を受理した者で当該要件を満たさないと認められたことに不服がある者は、当該通知の日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に、公社に対して当該要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。
- (3) 当該要件を満たさないと認められた者が説明を求める場合は、異議申立書を持参又は郵送することにより行うものとする。
- なお、当該書類の作成、提出及び郵送等に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- (4) 公社は、異議申立書により説明を求められたときは、異議申立書を受理した日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に回答するものとする。
- (5) 異議申立書の受付窓口及び時間
- 受付窓口 和歌山県岩出市中島1170番地
那賀浄化センター
電話番号 0736-63-4600
- 受付時間 休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

9 落札者の決定方法

予定価格(消費税及び地方消費税の額を除く。)の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした落札候補者(調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。)を落札者とする。

10 その他必要事項

- (1) 落札者は、入札執行者から交付された契約書の案に記名押印し、交付を受けた日から起算して5日以内にこれを入札執行者に提出しなければならない。この場合、落札者が書面によりその延期を申し出た場合において、やむを得ないと認められるときは、この期限を延長することができる。
- (2) 前号において、主たる営業所以外のその他の営業所名で入札参加資格の登録を受けた事業者が落札し、契約を締結する場合は、登録を受けた営業所以外の営業所名で契約を締結することができない。
- (3) 落札者が第1号に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、その効力を失う。
- (4) 落札者は、履行期間開始日から円滑に業務を行うことができるように、自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担すること。

11 各種様式

入札書の様式は、別紙のとおりとする。

12 現場説明会

現場説明会は開催しないので、各現場を確認すること。なお、現場入場にあたっては、あらかじめ下記に連絡すること。

公益財団法人 和歌山県下水道公社

那賀浄化センター

〒649-6245 和歌山県岩出市中島1170番地

電話番号 0736-63-4600

FAX番号 0736-63-4700